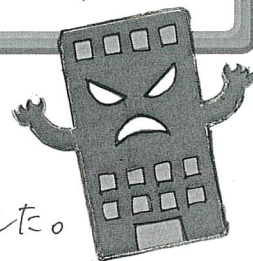


違法な長時間労働等に対する監督・指導と企業の取り組み



令和6年度の労働基準監督署が実施した

長時間労働が疑われる事業場への調査結果が公表されました。

実施事業場2万6千件のうち、労働基準法違反が2万1千件(81%)あったとのこと。す。

主な違反内容... ① 違法な時間外労働 (42%)

② 健康障害防止措置の未実施 (22%)

③ 賃金の不払い (8%)

【時間外労働削減への取り組み一例】

- ・社内情報システムをクラウド化し、現場と本社で情報共有をスムーズに。
- ・パートを大幅に雇用、能力向上の研修実施等で正社員の負担を軽減
- ・ノー残業デーやノー残業ウィークの導入
- ・従業員からの業務改善提案を積極的に採用
- ・取引先と調整し、出荷日を翌日から翌々日へ変更(※配送業での事例)

【36協定の代表者選出について】

今年6月、会社が一方的に従業員代表者を指示して結んだ36協定は無効とし、労働基準法違反で書類送検されたケースがありました。

この場合、週40時間、日8時間を超えた時間はすべて違法となってしまいます。

36協定の締結・届出が形骸化することは極めて危険です。

厚生省では、毎年11月は「過労死等防止啓発月間」としており、過重労働に対して重点的に監督・指導の実施が考えられます。今一度例え必要のない事業所様を見直し頂ければ幸いです。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。